

学校法人菅原学園至誠館大学 ガバナンス・コードへの対応状況について

- 対応できている。（規程、制度等を整備し、適切に運営している。）
 △ 一部対応できていない。（一部に規程、制度等が整備されていない、又は適切に運営できていない部分がある。）
 × 対応できていない。（規程、制度等が整っていない。）

令和6年9月2日作成

		小項目	対応状況	本学の対応状況
大項目	第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重			
中項目	1-1	建学の理念	○	建学の理念を踏まえ、今後も教育・研究活動に努める。 ・建学の理念を「至誠」のころころをもって、多様な現代社会の中で各々が生きがいを感じ、自己実現ができ、また福祉の向上や社会が抱える多くの課題の解決に貢献できる人材の育成を理念としている。と定め、この精神に基づき、私立大学の自主性・自立性を尊重しながら個性豊かな教育・研究を全教職員で行っている。なお、この理念は、本学ホームページや広報誌「キャンパスガイド」にて広く世の中に広報している。 また、在学生に対しては「学生便覧」のトップページに掲載し、周知している。
	1-2	(1) 建学の理念に基づく教育目的等	○	使命・目的を基本に取り組んでいる。 ・建学の理念に基づく使命・目的は、本学ホームページや広報誌「キャンパスガイド」にわかりやすく記載している。また、在学生に対しては「学生便覧」にわかりやすく記載し、周知している。
		(2) 中期的（原則として5年以上）な計画の策定と実現に必要な取組みについて	○	8ヵ年(2018~2025)の中期計画を策定している。 ・この中期計画は、整備期（2018~19）、発展期（2020~22）及び充実期（2023~25）の3期から成る。充実期（2023~25）においては、質保証体制の充実、カリキュラム改革、組織改革、新規事業領域開拓を重点項目とする。また、大学運営会議で進捗状況を管理把握し、透明性のある法人運営、大学運営に努めている。
		(3) 私立大学の社会的責任等	○	ガバナンス・コードのとおり、努める。 ・資産及び会計については、寄附行為第28~39条に定め、公認会計士による監査を受けることで経営の透明性を確保している。 ・学生支援については、学生委員会その他各種委員会において、学修支援、生活支援、就職支援、留学生支援、障害者支援の充実を努めている。また、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、保護者、卒業生、地域住民等のステークホルダーとの関係を大切にしている。

大項目	第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）			
	2-1 理事会	(1) 理事会の役割	○	<p>ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事会の役割については、寄附行為第18条に「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と定め、遵守している。 ・理事会の議決事項及び議事録については、寄附行為第18条第5号及び第20条に定め、遵守している。 ・業務執行については、毎年度事業計画（予算書類を含む）、事業報告（決算書類を含む）及び寄附行為、学則の改正等について審議している。その他、寄附行為の改正、学則の改正、中期計画の進捗状況、機関別認証評価の受審結果等について報告している。
	2-2 理事	(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化	○	<p>ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長の責務については、寄附行為第14条に「この法人を代表し、その業務を総理する。」と定め、遵守している。 ・理事長の業務の代理については、寄附行為第16条に定め、遵守している。 ・専務理事及び常務理事の責務については、寄附行為第14条の2に「理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する」と定め、遵守している。 ・理事長及び理事の解任については、寄附行為第12条に定め、遵守している。
(2) 学内理事の役割		○	<p>ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学内理事は、中期計画実施における進捗管理の責任者として適切に業務を遂行している。 ・学内理事としての業務と教職員としての業務を両立できるように業務量に配慮している。 	
(3) 外部理事の役割		○	<p>ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事の選任については寄附行為第7条に定め、遵守している。 ・現在の理事8人のうち3人が外部理事である。 ・外部理事は、理事会においてそれぞれの経験に基づき多様な視点から意見を述べることで審議の活性化・実質化に貢献している。 	
(4) 理事への研修機会の提供と充実		○	<p>ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事の研修として、機会あるごとに学内外の状況について情報を提供し、意見交換に努めている。 	

2-3 監事	(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について	○	<p>ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監事の職務については、寄附行為第17条に定め、遵守している。 ・ 監事は、理事会、評議員会、大学運営会議に出席して、意見を述べている。 ・ 監事監査に関する業務については、学校法人菅原学園監事監査規程を定め、遵守している。 ・ 監事の権限については、寄附行為第17条に定め、遵守している。なお、基準日時点で同条第5号に該当する事象は発生していない。
	(2) 監事の選任	○	<p>ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監事の選任については、寄附行為第8条に定め、遵守している。 ・ 現在、2人の監事（うち1名は非常勤）を選任している。 ・ 令和5年度には新たな監事の就任・退任は、ない。
	(3) 監事監査基準	○	<p>監査計画の関係者への通知に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校法人菅原学園監事監査規程及び至誠館大学内部監査室規程により、遵守している。
	(4) 監査業務を支援するための体制整備	○	<p>ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監事は、公認会計士による監査結果の講評に出席し、意見交換を行っている。 ・ 監事監査の実施、結果報告書の作成等において監事と緊密な連携を取るよう努めている。 ・ 評議員会の開催に際しては事前に議題及び会議資料を配布し、活発な意見交換ができるように配慮している。 ・ 文部科学省が開催する学校法人監事研修会への参加や私立大学協会等が開催する研修会（Web研修会の視聴を含む）等の情報提供に努めている。 ・ 理事会開催の機会を捉え、2名の監事の意見交換の場「監事会」を設けている。
	(5) 常勤監事の設置	○	<p>ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監事を2名配置し、そのうち1名を常勤としている。
	(1) 諮問機関としての役割	○	<p>ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員会の役割については、寄附行為第21条に定め、遵守している。 ・ 諮問事項については、寄附行為第23条に定め、遵守している。
	(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努める	○	<p>ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議に際しては事前に議題及び会議資料を送付することで、活発な意見交換ができるように配慮している。

	2-4 評議員会	(3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。	○	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。 ・評議員会の意見具申等については、寄附行為第24条に定め、遵守している。
		(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をする。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討する。	○	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。 ・監事の選任については、寄附行為第8条に「理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と定め、遵守している。
	2-5 評議員	(1) 評議員の選任	○	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。 ・評議員の選任については、寄附行為第25条に定め、遵守している。 ・令和5年7月1日現在では、理事8人に対し、評議員17人で構成している。 ・評議員の選任については、寄附行為第25条に定め、遵守している。 ・令和5年7月1日現在の評議員の構成は以下の通りである。 法人職員から9人 卒業生から2人 学識経験者から6人
		(2) 評議員への研修機会の提供と充実	○	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。 ・評議員の研修として、機会あるごとに学内外の状況について情報を提供し、意見交換に努めている。
大項目	第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）			
中項目	3-1 学長	(1) 学長の責務（役割・職務範囲）	○	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。 ・学長の権限については、学校法人菅原学園組織規程第15条に「学長は、理事長の命を受け大学の校務を掌り、所属職員を統督し、大学を代表する。」と定め、遵守している。
		(2) 学長補佐体制（副学長・学部長の役割）	○	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。 ・学校法人菅原学園組織運営規程第12条において副学長を置くことができるとしている。副学長の役割については、同規程第16条第1号bに「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」と定め、遵守している。令和5年度においては、副学長は置いていない。 ・学部長の役割については、学校法人菅原学園組織運営規程第16条に「学部長は、学長を補佐し、学長の指示する大学運営に関する重要事項について企画し、立案及び連絡調整に当たる。」と定め、遵守している。
	3-2 大学運営会議	(1) 大学運営会議の役割	○	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。 ・至誠館大学運営会議規程を定め、大学の管理運営上の重要事項を審議している。主な審議事項は、教育支援に関する事項、学生支援に関する事項、自己点検・評価に関する事項、危機管理に関する事項、教員の任免、昇任に伴う教育研究業績の審査に関する事項、授業科目の新設・廃止及び担当等に関する事項、中期計画に関する事項、その他大学の管理運営に関する事項等である。

	3-3 教授会	(1) 教授会の役割(学長と教授会の関係)	○	<p>ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教授会規則を定め、定例の教授会を毎月開催している。 ・審議事項は、教授会規則に定めている。 ・教授会は、学校教育法第93条の規定により、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関である。
大項目	第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）			
	4-1 学生に対して	(1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にする。	○	<p>ガバナンス・コードのとおり、取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3つの方針（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシー）を定め、本学ホームページ、キャンパスガイド等に掲載して公表している。 ・学生委員会を毎月開催し、学生支援、生活支援、障がい者支援に努めている。
	4-2 教職員等に対して	(1) 教職協働	○	<p>ガバナンス・コードのとおり、取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種委員会組織の構成員として、教員及び事務職員を配置している。 ・各種業務に関する共通理解を深めるために、教員と事務職員が合同で参加するFD・SD研修会を企画し、実施している。（令和5年度は、9回実施）
		(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD	○	<p>ガバナンス・コードのとおり、取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員能力開発（FD・SD）委員会においてFD・SD実施方針を定め、それに基づいて、毎年度FD・SD実施年間計画を立案し、実施している。 ・令和5年度には、以下のFD・SD研修会を実施した。 「カリキュラム改革について」（9/20）「至誠館大学における外国人留学生に関する内規と指導マニュアルについて」（9/27）「ICTを活用した教育内容の改善について」（2/15）「大学教育及び学生指導における留意事項について」（3/27）など、計9回のFD、SD研修会を実施し、多くの教職員が参加した。
		(1) 認証評価及び自己点検・評価	○	<p>ガバナンス・コードのとおり、取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度には、文部科学大臣が認証した「日本高等教育評価機構」の認証評価を受審して「適合」の認定証を受領した。 ・自己点検評価委員会を設置し、毎年度日本高等教育評価機構の「基準」に沿って自己点検・評価を行い、その結果を「自己点検評価書」にまとめて本学ホームページで公開している。 ・毎年度「至誠館大学紀要」を編集し、教員の研究成果である学術論文を掲載・公表している。

中項目	4-3 社会に対して	(2) 社会貢献・地域貢献	○	<p>ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明治維新の原動力となった吉田松陰の誕生の地であることから「吉田松陰研究所」を設置し、その歴史的意義を社会に広めている。 ・多くの教員が自治体等の各種委員会委員等の委嘱、研修会や公開講座の講師派遣等を受諾し、地域貢献活動を行っている。 ・萩光塩学院高等学校、山口県立萩総合支援学校及び長門高等学校と連携事業協定を締結している。 ・山口県内を中心に、本学教員による『出前講義』を行った。本講義は、高校生を中心に、一般の方、子育て中の方、福祉の現場の方、小・中・高校の先生方など、幅広く興味を持っていただける内容としている。 ・至誠館大学・吉田松陰研究所の野村興児所長（学長）と三宅紹宣副所長（広島大学名誉教授）が講師となり、公開授業「日本近代黎明史Ⅱ（後期）」を開講した。日本近代への歴史の流れについて、その時代背景も含めて講義する内容である。 ・市民の皆様を対象にした公開講座及び地域公開講座を開催した。計32講座を開講し、401人が参加。
	4-4 危機管理及び法令遵守	(1) 危機管理のための体制整備	○	<p>ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・至誠館大学危機管理規程を定めている。また、至誠館大学危機管理マニュアルを整備し、事案の発生時には被害が最小限に留まるよう備えている。 ・ハラスメント防止対策については、「至誠館大学ハラスメント防止に関する規程」を整備している。 ・「個人情報の保護に関する法律」に則り、学生・保護者の個人情報を適正に取り扱うために「学校法人至誠館大学個人情報保護規程」を整備している。 ・防災については、消防訓練を実施した（12月4日実施、教職員14名参加。）実際に消火器を使った消火訓練の他、通報、避難の説明も併せて実施。萩市消防長へ届け出済。
		(2) 法令遵守のための体制整備	○	<p>ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人菅原学園公益通報取扱規程を定めている。 ・全ての教育研究活動及び業務に関し、法令遵守を組織的に取り組むため、法令等に違反する行為又はそのおそれのある行為に関する教職員等からの通報、相談窓口の設置を検討している。
大項目	第5章 透明性の確保（情報公開）			
中項目	5-1 情報公開の充実	(1) 法令上の情報公開	○	<p>ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等によって公開することが定められた情報を整理し、本学ホームページで公開し、遵守している。 ・学校法人に関する情報の公表については、寄附行為第37条の2に規定し、遵守している。
		(2) 自主的な情報公開	○	<p>最大限の公開に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報委員会において、本学の活動を分かりやすくかつ遅滞なく発信できるよう企画し、本学ホームページに掲載する記事を作成・更新している。 ・大学祭やオープンキャンパスなどの行事、各学科の教育活動、学生の地域活動、利用できる施設・設備などの情報を公開している。
		(3) 情報公開の工夫等	○	<p>ガバナンス・コードのとおり、取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人に関する情報の公表については、寄附行為第37条の2に規定し、遵守している。